

企業版もあるんです ふるさと納税でご寄附をいただきました

令和5年度中に企業版ふるさと納税を活用して、8社からご寄附をいただき、感謝状贈呈式を行いました。



2月9日：大阪鐵材商事株式会社



2月13日：日本発条株式会社



2月20日：アイテック株式会社

企業名	充当先事業
株式会社おもしろ	木育推進事業
大阪鐵材商事株式会社	歴史文化を活用した観光ハイブリット事業
寿ダイカスト工業株式会社	田園都市での「田舎暮らし」促進プロジェクト
日本発条株式会社	田園都市での「田舎暮らし」促進プロジェクト
アイテック株式会社	歴史文化を活用した観光ハイブリット事業
セントラルフジイ株式会社	国際交流事業
高橋カーテンウォール工業株式会社	カーボンニュートラル推進事業 子育て世代包括支援事業

企業版ふるさと納税とは？

寄附額の最大約9割が法人関係税から税額控除される仕組みです。

※令和6年2月20日時点
※公表に同意された企業様のみ掲載

問 政策推進課

☎ 69-2106 ☎ 63-4554

受入れ家庭募集中！ 忍者の里こうかで田舎体験

近年、田舎暮らしや農村体験の需要が高まっています。市では、中学生を対象とした受入れを行っています。特別なことをするのではなく、ありのままの生活体験を通じて、生徒との交流を深めることがこの事業の目的です。生徒との交流に興味のある方や地域活性化のためにご協力いただける方、ぜひお気軽にご相談ください。

ホームページで活動内容をチェック！

田舎暮らしを体験した生徒の声や受入れ家庭の声、協議会で実施している研修会や交流会の様子を見ることができます。



協議会ホームページ

問 甲賀市都市農村交流推進協議会(農業振興課内) ☎ 69-2192 ☎ 63-4592

マイナンバーカードを利用して コンビニで証明書を取得しよう！

4月は市役所窓口が大変混雑します。マイナンバーカードを利用するとコンビニなどに設置されている端末(マルチコピー機)で住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が取得できます。また、コンビニ取得の方が、窓口交付より100円安くお得です。ぜひご利用ください。

利用時間 6時30分～23時

※年末年始及び年数回のメンテナンスがあり、ご利用いただけない場合があります。メンテナンス日は、市公式LINEなどでお知らせしますので、ぜひご登録ください。

問 市民課 ☎ 69-2138 ☎ 65-6338



▲市ホームページ



▲市公式LINE

令和6年度 後期高齢者医療保険料の金額を見直しました

後期高齢者医療保険料は被保険者の皆様に等しく負担していただく「均等割」と所得に応じて負担していただく「所得割」を合計して算出されます。

おひとりごとの新しい保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。詳しくは市ホームページをご確認ください。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 48,604\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 43\text{万円}) \times 9.56\%$$

※1 ※2 ※3

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) ※4	均等割額の軽減割合
43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	7割
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	5割
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数-1) 以下 ※5	2割

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった人への軽減
所得割・・・負担なし(かかりません)
均等割・・・制度加入後2年間5割軽減

- ※1 年間保険料の上限は80万円です。
【賦課限度額の激変緩和措置について】
次に該当する方の年間保険料上限額は73万円(ただし、令和6年度に限る)
・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった方もしくは、障害認定により、被保険者となった方。(一部、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたぐ転居を行った場合は対象外)
- ※2 世帯の所得に応じた軽減制度等があります。
- ※3 総所得金額等は公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。
【所得割の激変緩和措置について】
次に該当する方の所得割率は8.84%(ただし、令和6年度に限る)
・旧ただし書き所得(総所得金額等-43万円)が58万円以下の方
- ※4 65歳以上の公的年金の受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。
- ※5 年金・給与所得者の数は、令和5年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。

問 保険年金課 後期高齢者医療係
☎ 69-2142 ☎ 63-4618

市ホームページ▶



高齢者肺炎球菌の 定期予防接種対象者が変わります



対象者	旧(3月31日まで)	新(4月1日から)
①	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方	満65歳の方(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで) ⇒4月以降に順次個別郵送します。
②	接種当日に満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能障がい、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方で、身体障害者手帳1級相当の方	

接種場所

市内の予防接種実施医療機関
※市ホームページまたは健診(検診)カレンダー、個別通知でご確認いただけます。

接種費用

2,500円

問 すこやか支援課 感染症対策係 ☎ 69-2167 ☎ 63-4085

費用免除の方は接種前に申請を

予防接種費用免除を希望される方は、事前申請が必要です。
必ず接種される2週間前までに窓口で申請ください。
※接種後の受付はできません。

(費用免除対象者) 生活保護世帯、住民税非課税世帯
(受付場所) すこやか支援課、保健センター、地域市民センター

